

# 特別支援学級の教育

## 1 学級編制

### 障害種別

\*「診断名がある」＝  
「特別支援学級」では  
ありません！  
\* 1対1で個別指導  
を行うための場では  
ありません！



知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
弱視
難聴
言語障害
自閉症・情緒障害

特別支援学級は、学年  
で編成するのではなく  
**人数で編成**する。  
高知県では、特別支援  
学級の定員は8人が  
上限です。

## 2 特別支援学級の教育課程

### 学校教育法施行規則 第138条

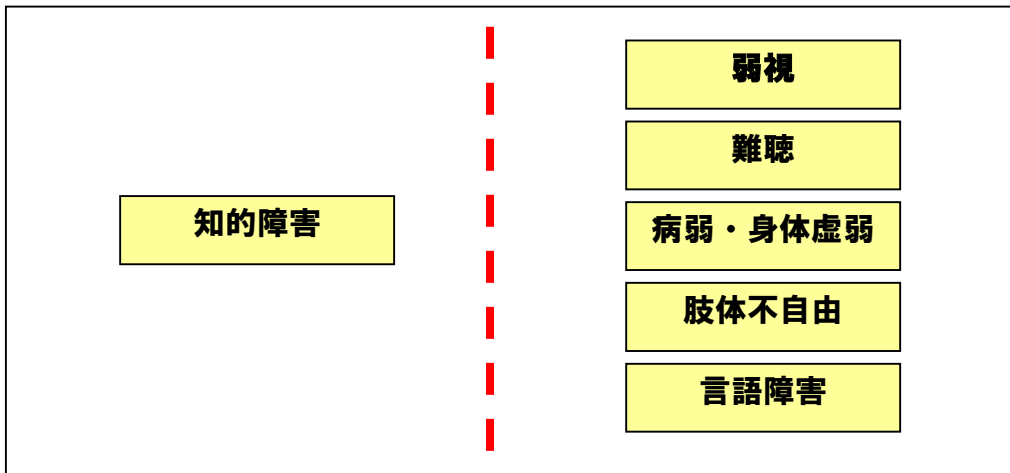
「・・・特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。」

### 特別支援学級設置要項 第3章 教育課程 第10条

「特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則第138条の規定により、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領**を参考として編成するものとする。」

### ○特別支援学級の教育課程の考え方

知的障害の学級とそれ以外の6学級と分けて考えます。



**自閉症・情緒障害**

○知的障害特別支援学級の教育課程  
<小学校>

区分	教科・領域を合わせた指導			自立活動	教科						道徳	特別活動	総合的な学習の時間 (3年生以上)	外国語活動 (5・6年生)	総授業時数
	遊びの指導	日常生活の指導	生活単元学習		国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育					
1年	*それぞれの年間の授業時数を適切に定める。														850
2年	*各教科・道徳・外国語活動・特別活動・自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。														910
3年	*特別支援学校の学習指導要領に準ずる。														945
4年	→通常の学級とは教科名が同じでも内容が異なる。														980
5年															980
6年															980

時間割に表れないこともある

<中学校>

区分	教科・領域を合わせた指導			自立活動	教科										道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					
1年	*それぞれの年間の授業時数を適切に定める。														980 (1015)			
2年	*各教科・道徳・特別活動・自立活動の全部または一部を合わせて、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の指導の形態を実施することができる。														980 (1015)			
3年	*特別支援学校の学習指導要領に準ずる。 →通常の学級とは教科名が同じでも内容が異なる。														980 (1015)			

時間割に表れないこともある

## ○教科・領域を合わせた指導

### <日常生活の指導>

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの。  
(特別支援教育学校学習指導要領解説 総則等編より)

### <日常生活の指導の活動内容例>

生活の流れ	活動内容	生活の流れ	活動内容
登校	通学の仕方・朝の挨拶・靴を脱ぐ・雨具の片付け等	掃除	役割分担・掃除の仕方・掃除道具の使い方・片付け・手洗い等
朝の準備	荷物の整理・提出物・着替え・係の仕事等	帰りの準備	着替え・連絡帳・荷物・机等の整理整頓等
朝学活	挨拶・出欠・健康観察・日付・天気・予定確認等	終学活	配布物・予定の確認・挨拶等
休み時間	トイレ・遊具等の片付け・ベル着・手洗い・うがい・汗拭き・係の仕事等	下校	靴の履き替え・雨具の使用・下校の仕方
給食	手洗い・身支度・運搬配膳挨拶・食事のマナー・片付け・歯磨き等	その他	身だしなみ・衛生管理・衣服の調節等

### <留意点>

- \* 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- \* 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- \* できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- \* 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

### <遊びの指導>

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの。

### <指導内容例>

- ・砂、水、紙、粘土、小麦粉、ダンボール、積み木、ボール等を使った遊び
- ・遊具等を使った遊び、サーキット遊び、アスレチックコース遊び
- ・模倣遊び、ごっこ遊び、乗り物遊び、リズム遊び、わらべ歌遊び など

### <留意点>

- \* 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- \* 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- \* 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- \* 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- \* 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

### <生活単元学習>

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決するために、一連の活動を組織的に経験することによって、自律的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

### <生活単元学習の活動例>

行事単元	○学校、学級行事を中心として学習を展開するもの (例) 運動会・学習発表会・宿泊学習 など
季節単元	○季節の生活などを中心として学習を展開するもの (例) 七夕・秋祭り・クリスマス など
生活課題単元	○身近な生活に興味・関心や問題意識をもたせ学習を展開するもの (例) 買い物学習・公共交通機関の利用・公共施設の利用 など ○偶発的な出来事を契機として学習を展開するもの (例) お見舞いに行く・転校した友達に会いに行く など
作成・飼育単元	○制作活動を中心として展開するもの (例) 遊び道具を作る・野菜を作る など
調理単元	○調理活動を中心として展開するもの (例) お弁当作り・パーティーを開く など

### <留意点>

- \* 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- \* 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- \* 単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

- \* 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- \* 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- \* 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。



- ▲「調理をする」「運動をする」等、1教科の内容しか扱わない。
- ▲運動会や学芸会など、学校行事だけで設定する。
- ▲「合わせた指導」という用語にとらわれ、教科等の内容を寄せ細工のように組み合わせる。
- ▲単元に含まれる教科等の内容を教科等の時間で指導し、単元の山場や終了時だけを「合わせた指導」にする。

### <作業学習>

作業活動を学習活動の中心にしなが、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの

### <作業学習の活動例>

作業種	製品・生産物等の例	作業種	製品・生産物等の例
農 耕	野菜・穀物等	手 芸	袋・刺繍等
園 芸	花・植木・培養土等	陶 芸	花瓶・湯飲み等
水 産	干物	工 芸	籐製品等
木 工	踏み台・ベンチ等	印 刷	名刺・葉書・封筒等
炭	炭焼き・脱臭剤等	染 色	ハンカチ等
紙すき	便箋・葉書・証書等	製 菓	クッキー・ケーキ等
織 物	コースター等	リサイクル	廃油石鹼・牛乳パックの製品等

### <留意点>

- \* 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。

- \* 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。
- \* 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- \* 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- \* 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- \* 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

## 教育課程編成のポイント

- 年間総授業時数が標準を下回っていない
- 領域・教科を合わせた指導が適切に取り入れられている
- 教科別、領域別の指導が適切に取り入れられている
- 担任は年間総授業時数の半数以上を行う
- 交流及び共同学習の時間が確保されている

○知的障害以外の特別支援学級の教育課程  
<小学校>

区 分	自 立 活 動	教 科									道 徳	特 別 活 動	総合的な学習の時間 (3年生以上)	外国語活動 (5・6年生)	総授業時数
		国語	社会	算数	理科	生活 (1・2年生)	音楽	図画 工作	家庭 教育	体育					
1年															850
2年															910
3年															945
4年															980
5年															980
6年															980

\* それぞれの年間の授業時数を適切に定める。  
\* 総授業時間数内において 自立活動の時間を適切に設ける。  
**(0はダメ!)**

< 中学校 >

区分	自立活動	教科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
1年	*それぞれの年間の授業時数を適切に定める。 *総授業時間数内において自立活動の時間を適切に設ける。 <b>(0はダメ!)</b>											980 (1015)		
2年												980 (1015)		
3年												980 (1015)		

### 教育課程編成のポイント

- 年間総授業時数が標準を下回っていない
- 領域・教科を合わせた指導が適切に取り入れられている
- 教科別、領域別の指導が適切に取り入れられている
- 担任は年間総授業時数の半数以上を行う
- 交流及び共同学習の時間が確保されている

#### ○自立活動とは

個々の児童生徒又は生徒が自立をめざし、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養うために設けられた領域。

#### ○教科と自立活動の違い

##### 教科の内容

- \*標準的な発達を踏まえている。
- \*具体的な内容そのものを示す。
- \*全ての内容の指導を行うことが前提。

##### 自立活動の内容

- \*標準的な発達に対応する考え方はない。
- \*具体的な指導内容の構成要素を示している。
- \*示されている内容は必要に応じて選択する。

## ○自立活動の内容

1. 健康の保持
  1. 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
  2. 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
  3. 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
  4. 健康状態の維持・改善に関する事。
2. 心理的な安定
  1. 情緒の安定に関する事。
  2. 状況の理解と変化への対応に関する事。
  3. 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上に関する事。
3. 人間関係の形成
  1. 他者とのかかわりの基礎に関する事。
  2. 他者の意図や感情の理解に関する事。
  3. 自己の理解と行動の調整に関する事。
  4. 集団への参加の基礎に関する事。
4. 環境の把握
  1. 保有する感覚の活用に関する事。
  2. 感覚や認知の特性への対応に関する事。
  3. 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
  4. 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
  5. 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5. 身体の動き
  1. 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
  2. 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
  3. 日常生活に必要な基本動作に関する事。
  4. 身体の移動能力に関する事。
  5. 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6. コミュニケーション
  1. コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
  2. 言語の受容と表出に関する事。
  3. 言語の形成と活用に関する事。
  4. コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
  5. 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

\*具体的な内容については、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」参照